

公募

令和8年3月2日

全国健康保険協会新潟支部
支部長 高橋 佳子

事業者健診データ提供等に関する業務委託

1. 委託業務概要

全国健康保険協会管掌健康保険新潟支部への事業者健診データの提供に係る同意書等の取得勧奨等に関する業務を委託して行うもので、「事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勧奨・取得業務及び事業者健診データ作成業務委託事務処理要領」を基本とします。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとします。

3. 選定基準

受託機関は、次の要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき、全国健康保険協会新潟支部の加入者に、事業者の定期健康診断を実施する健診機関であること。
- (2) 高確法及びその他関係法令を遵守し、「標準プログラム」に沿って特定健診を実施できること。
- (3) 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故をだしていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (6) 個人情報の管理は、「個人情報保護法」・「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」・「個人情報取扱注意事項」、その他関連法令等の遵守を徹底していること。
- (7) 本業務における委託費（単価）については、委託契約書に定める額とする。

なお、下表に掲げる上限額（消費税別）以内であることとする。

データ形式	データ作成費用 （1人当り）	提供依頼書取得勸奨費用 （提供依頼書1枚当り）
XML形式	350円	2,000円
CSV形式	350円	

4. 提出書類

- (1) 見積書
- (2) 事業者健診データ作成業務管理者等届（事務処理要領／別紙3）

5. 提出書類（上記4）の提出期限

令和8年4月1日付契約の場合：令和8年3月13日（金）13：00まで
その後契約の場合：随時受付する。契約開始時期は書類受付後に決定。なお、最終受付は令和8年12月11日（金）までとする。

6. 提出・問い合わせ先

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3F
全国健康保険協会新潟支部 保健グループ 山本・小林
電話 025-242-0260 音声案内②（FAXでの提出は不可）

7. 選定結果の通知

提出いただいた書類の審査を行い、その結果について後日通知します。

8. 委託契約

上記審査の結果、選定基準を満たした機関との間で「事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勸奨・取得業務及び事業者健診データ作成業務委託契約書」を取り交わし、委託契約を締結します。

9. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんので、了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて応募の負担とします。